

参考資料

平成23年5月23日
社会保障改革担当室

財政運営戦略の概要（平成22年6月22日 閣議決定）

財政健全化目標

収支(フロー)目標	残高(ストック)目標
① <u>国・地方の基礎的財政収支(プライマリー・バランス)</u> ・ 遅くとも<u>2015 年度までに赤字対GDP比を2010 年度から半減</u> ・ 遅くとも<u>2020 年度までに黒字化</u> ② <u>国の基礎的財政収支: 上記と同様の目標</u> ③ <u>2021 年度以降も、財政健全化努力を継続</u>	<u>2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる</u>

※内外の経済の重大な危機等により目標の達成等が著しく困難と認められる場合には、達成時期等の変更等の適切な措置。

財政運営の基本ルール

- (1) 財源確保ルール(「ペイアズユーゴー原則」)
歳出増・歳入減を伴う施策の新たな導入・拡充を行う際は、恒久的な歳出削減・歳入確保措置により安定的な財源を確保。
- (2) 財政赤字縮減ルール
収支目標達成のため、原則として毎年度着実に財政状況を改善。
- (3) 構造的な財政支出に対する財源確保
年金、医療及び介護の給付等の施策に要する社会保障費のような構造的な増加要因である経費には安定的な財源を確保。
- (4) 歳出見直しの基本原則
特別会計を含め全ての歳出分野の無駄の排除を徹底し思い切った予算の組替え。
- (5) 地方財政の安定的な運営
財政健全化は国・地方が相協力しつつ行う。国は、地方の自律性を損ない、地方に負担を転嫁するような施策は行わない。

財政運営戦略の概要（平成22年6月22日 閣議決定）

中期財政フレーム

①国債発行額の抑制	- 平成23年度の新規国債発行額について、平成22年度予算の水準（約44兆円）を上回らないものとするよう、全力をあげる。 - それ以降の新規国債発行額についても、着実に縮減させることを目指し、抑制に全力をあげる。
②歳入面での取組	個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等にわたる税制の抜本的な改革を行うため、早急に具体的内容を決定することとする。財政健全化目標の達成に向けて、必要な歳入を確保していく。
③歳出面での取組 （平成23～25年度）	- 平成23年度から平成25年度において、「基礎的財政収支対象経費」（国の一般会計歳出のうち国債費等を除いたもの）について、少なくとも前年度当初予算の同経費の規模（歳出の大枠）を実質的に上回らないこととし、できる限り抑制に努めることとする。 - 地方の一般財源の総額については、上記期間中実質的に22年度と同水準を確保する。 - 歳出増につながる施策を新たに実施又は拡充しようとする場合には、当年度当初予算の「基礎的財政収支対象経費」の規模が上記の「歳出の大枠」の範囲内となるよう、恒久的な更なる歳出削減により、これに要する財源を賄うこととする。

○中期財政フレームに基づく各年度の予算編成：各閣僚別の概算要求枠を設定し、その範囲内で優先順位をつけて要求する

○中期財政フレームの改訂：毎年半ば頃、翌年度以降3年間の新たな中期財政フレームを定める

平成23～25年度における「基礎的財政収支対象経費」

（単位：兆円）

	歳出の大枠		
	23年度	24年度	25年度
基礎的財政収支対象経費 【22年度 70.9】	71	71	71
うち 経済危機対応・地域活性化予備費等 【22年度 1.0】	1.0	1.0	1.0

（注）平成23年度以降の経済危機対応・地域活性化予備費の取扱いについては、予算編成過程で検討。

内閣府試算の概要（「経済財政の中長期試算」平成23年1月21日 内閣府）

財政健全化目標（「財政運営戦略」平成22年6月22日 閣議決定）

収支（フロー）目標

- ①国・地方の基礎的財政収支：遅くとも2015年度までに赤字対GDP比を2010年度から半減、遅くとも2020年度までに黒字化。
- ②国の基礎的財政収支：上記と同様の目標
- ③2021年度以降も、財政健全化努力を継続

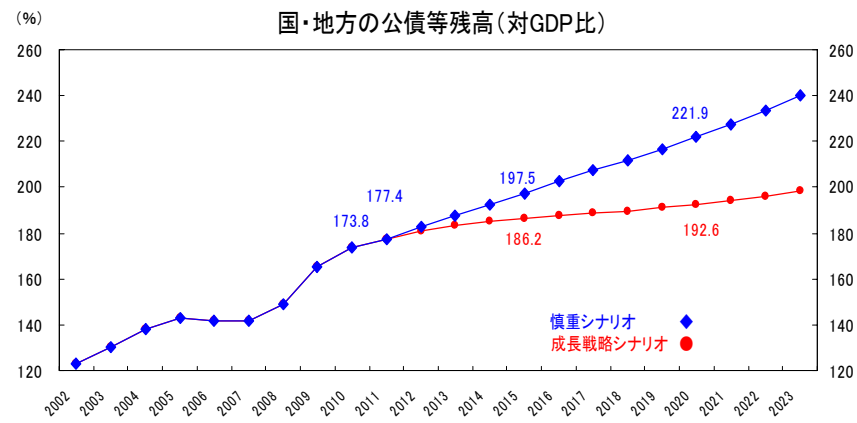
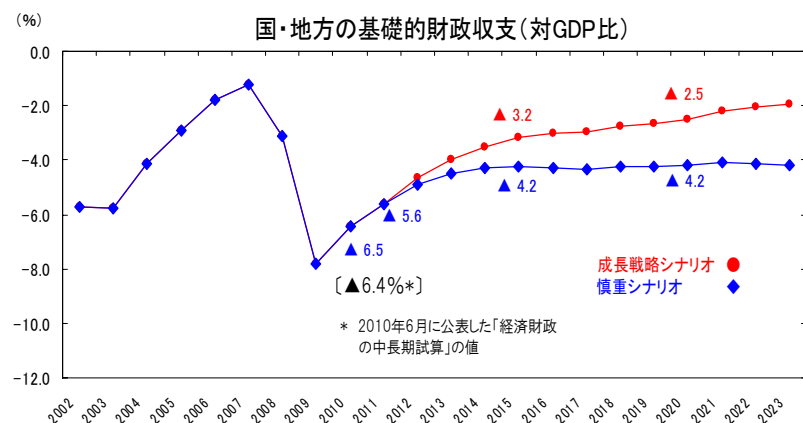
残高（ストック）目標

2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる。

試算結果

試算前提 歳出：2012年度、2013年度については、基礎的財政収支対象経費を前年度当初予算の規模で横ばい
歳入：「平成23年度税制改正大綱」で示された税制改正事項を反映し、改正後の税制が継続

（参考）経済成長率（2011年度～2020年度の平均） 慎重シナリオ：名目・実質ともに1%台半ば 成長シナリオ：名目3%、実質2%を上回る



目標達成に必要な収支改善幅（慎重シナリオの場合）

（兆円、%）

	国＋地方			国		
	基礎的財政収支 [対GDP比]	目標値 [対GDP比]	目標達成に必要な 収支改善幅[対GDP比]	基礎的財政収支 [対GDP比]	目標値 [対GDP比]	目標達成に必要な 収支改善幅[対GDP比]
2010年度	▲30.8 [▲6.4%]			▲32.9 [▲6.8%]		
2015年度	▲21.7 [▲4.2%]	▲16.3 [▲3.2%]	5.4 [1.0%]	▲24.8 [▲4.9%]	▲17.4 [▲3.4%]	7.4 [1.5%]
2020年度	▲23.2 [▲4.2%]	0.0 [0.0%]	23.2 [4.2%]	▲25.8 [▲4.6%]	0.0 [0.0%]	25.8 [4.6%]

※ 2010年度の数字は平成22年6月見通し。平成23年1月の見通しでは、国＋地方 ▲30.9[▲6.5%]、国▲34.3[▲7.2%]。

プライマリー・バランス(PB)の定義について

プライマリー・バランス(PB)とは、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税収等でどれだけ賄えているかを示す指標(＝政策的経費－税収等)。なお、財政収支とは、利払費の扱いが異なる。

	歳入	歳出
財政収支	公債金収入	債務償還費
		利払費
		政策的経費
PB	税収等	

PBが均衡している状態では、債務残高対GDP比の分子と分母は次のとおりに変動。

債務残高
GDP

PB均衡時には、債務残高は利払費分だけ増加。この利払費は、「債務残高×金利」として計算。
したがって、PB均衡時の債務残高は、金利の水準に比例して増大。

GDPは経済成長率に比例して増減

このため、「債務残高対GDP比」全体の変動は、「金利」と「経済成長率」の水準によって左右される。

以上を整理すると、

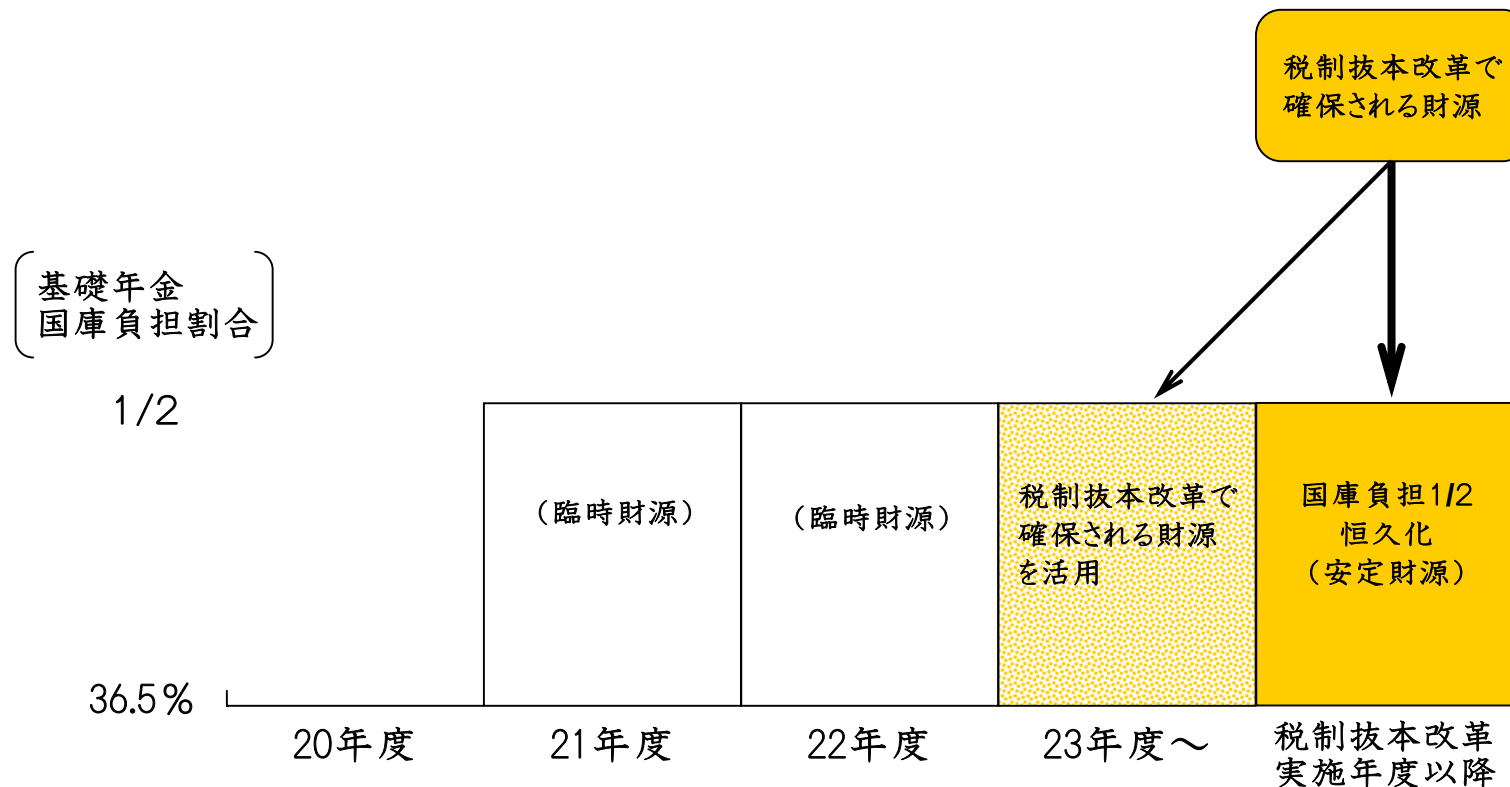
PBが均衡している状態では、

- ・ 金利 > 成長率 ⇒ 債務残高対GDP比は増加
- ・ 金利 = 成長率 ⇒ 債務残高対GDP比は一定
- ・ 金利 < 成長率 ⇒ 債務残高対GDP比は減少

債務残高対GDP比を確実に引き下げるためには、PBに一定の黒字幅を持たせる必要。

基礎年金国庫負担1/2の財源について

- 年金法では、税制抜本改革により安定財源を確保して、基礎年金国庫負担1/2を恒久化している。
- 21・22年度は、臨時財源を確保して、国庫負担を1/2とした。
- 23年度(補正後)は、法律上、国庫負担割合は1/2であることを明記しつつ、1/2と36.5%との差額は、税制抜本改革で確保される財源を活用して年金財政に繰り入れることを法制化することとしている。(年金改正法案(修正後))
- 24年度以降は、税制抜本改革により確保される財源を活用して対応することとしている。(年金改正法案)



23年度から税制抜本改革実施年度までの基礎年金国庫負担1/2の財源について
(今国会提出の年金改正法案(修正後)の規定)

(趣旨を損なわない範囲で一部省略している。)

附則第14条の3 国庫は、平成23年度における「基礎年金の給付に要する費用」の一部に充てるため、同年度について、「36.5%」のほか、「1/2」と「36.5%」との差額に相当する額を負担する。この場合において、政府は、予算の定めるところにより、当該差額に相当する額及び平成23年度において当該差額に相当する額が年金特別会計国民年金勘定に繰り入れられたとした場合に生じるものと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して、一般会計から年金特別会計国民年金勘定に繰り入れるものとする。

附則第16条の2① 特定年度の前年度が平成24年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度までの各年度における「基礎年金の給付に要する費用」の一部に充てるため、当該各年度について「1/2」と「36.5%」の差額に相当する額を、税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して国庫の負担とするよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

※ 税制の抜本的な改革： 21年税制改正法附則第104条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革

※ 特定年度： 税制の抜本的な改革により所要の安定した財源の確保が図られる年度

第1次補正予算時における関連決定事項

平成23年度の基礎年金国庫負担について

(4月19日 国家戦略担当大臣・財務大臣・厚生労働大臣合意)

標記については、(中略)東日本大震災に対処するために要する費用の財源を確保する等の観点から、以下のとおりとする。

- 法律上、平成23年度基礎年金国庫負担割合は2分の1であることを明記する。
- ただし、平成23年度の2分の1と36.5%との差額は、税制抜本改革により確保される財源を活用して、年金財政に繰り入れることを併せて法制化することとする。

平成23年度第1次補正予算等に関して

(4月29日 民主党政務調査会長・自由民主党政務調査会長・公明党政務調査会長合意)

1. 子どもに対する手当の制度的なあり方や高速道路料金割引制度をはじめとする歳出の見直し及び法人税減税等を含む平成23年度税制改正法案の扱いについて、各党で早急に検討を進める。
また、平成23年度第1次補正予算における財源措置として活用した年金臨時財源については、平成23年度第2次補正予算の編成の際にその見直しも含め検討を行う。
これらを前提として、特例公債を発行可能とするための法案について、各党で、成立に向け真摯に検討を進める。
2. 復旧・復興のために必要な財源については、既存歳出の削減とともに、復興のための国債の発行等により賄う。復興のための国債は、従来の国債と区別して管理し、その消化や償還を担保する。
3. 年金財政に対する信頼を確保するためにも、社会保障改革と税制改革の一体的検討は必須の課題であり、政府・与党は、実行可能な案を可及的速やかにかつ明確に示し、国民の理解を求める。

持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた 「中期プログラム」（抄）

平成 20 年 12 月 24 日 閣議決定
平成 21 年 6 月 23 日 一部改正

Ⅱ．国民の安心強化のための社会保障安定財源の確保

1. 堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度の構築

急速に進む少子・高齢化の下で国民の安心を確かなものとするため、我が国の社会保障制度が直面する下記の2つの課題に同時に取り組み、堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築する。

- (1) 「社会保障国民会議最終報告（2008年11月4日）」などで指摘される社会保障制度の諸問題や「中福祉」の綻びに適切に対応し、その機能強化と効率化を図ることにより、国民の安心につながる質の高い「中福祉」を実現する。
- (2) 社会保障制度の財源（保険料負担、公費負担、利用者負担）のうち、公費負担については、現在、その3分の1程度を将来世代へのツケ回し（公債）に依存しながら賄っている。こうした現状を改め、必要な給付に見合った税負担を国民全体に広く薄く求めることを通じて安定財源を確保することにより、堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築する。

2. 安心強化と財源確保の同時進行

国民の安心強化と持続可能で質の高い「中福祉」の実現に向けて、年金、医療、介護の社会保障給付や少子化対策について、基礎年金の最低保障機能の強化、医療・介護の体制の充実、子育て支援の給付・サービスの強化など機能強化と効率化を図る。このため、別添の工程表で示された改革の諸課題を軸に制度改正の時期も踏まえて検討を進め、確立・制度化に必要な費用について安定財源を確保した上で、段階的に内容の具体化を図る。

3. 安心と責任のバランスのとれた財源確保

(1) 社会保障安定財源については、給付に見合った負担という視点及び国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を主要な財源として確保する。これは税制抜本改革の一環として実現する。

(2) この際、国・地方を通じた年金、医療、介護の社会保障給付及び少子化対策に要する公費負担の費用について、その全額を国・地方の安定財源によって賄うことを理想とし、目的とする。

このため、2010年代半ばにおいては、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに要する費用をはじめ、上記2.に示した改革の確立・制度化及び基礎年金、老人医療、介護に係る社会保障給付に必要な公費負担の費用を、消費税を主要な財源として安定的に賄うことにより、現世代の安心確保と将来世代への責任のバランスをとりながら、国・地方の安定財源の確保への第一歩とする。

具体的には、上記の社会保障給付及び少子化対策に要する費用の状況や将来見通し、財政健全化の状況等を踏まえて、税制の抜本改革法案の提出時期までに、その実施方法と併せて決定する。

Ⅲ. 税制抜本改革の全体像

1. 税制抜本改革の道筋

- (1) 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置や年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ、2008年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提に、消費税を含む税制抜本改革を2011年度より実施できるよう、必要な法制上の措置をあらかじめ講じ、2010年代半ばまでに段階的に行って持続可能な財政構造を確立する。なお、改革の実施に当たっては、景気回復過程の状況と国際経済の動向等を見極め、潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。
- (2) 消費税収が充てられる社会保障の費用は、その他の予算とは厳密に区分経理し、予算・決算において消費税収と社会保障費用の対応関係を明示する。具体的には、消費税の全税収を確立・制度化した年金・医療・介護の社会保障給付及び少子化対策の費用に充てることにより、消費税収は全て国民に還元し、官の肥大化には使わない。

2. 税制抜本改革の基本的方向性

社会保障の安定財源確保を始め、社会における様々な格差の是正、経済の成長力の強化、税制のグリーン化など我が国が直面する課題に整合的かつ計画的に対応するため、下記の基本的方向性により更に検討を進め、具体化を図る。

- (1) 個人所得課税については、格差の是正や所得再分配機能の回復の観点から、各種控除や税率構造を見直す。最高税率や給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除の検討を含

む歳出面も合わせた総合的取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討する。金融所得課税の一体化を更に推進する。

- (2) 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに、法人実効税率の引下げを検討する。
- (3) 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額がいわゆる確立・制度化された年金、医療及び介護の社会保障給付と少子化対策に充てられることを予算・決算において明確化した上で、消費税の税率を検討する。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等総合的な取組を行うことにより低所得者の配慮について検討する。
- (4) 自動車関係諸税については、税制の簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討する。
- (5) 資産課税については、格差の固定化防止、老後扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベースや税率構造等を見直し、負担の適正化を検討する。
- (6) 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上と課税の適正化を図る。
- (7) 地方税制については、地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進める。
- (8) 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進する。

所得税法等の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 13 号)(抄)
(平成 21 年 3 月 31 日 公布)

附 則

(税制の抜本的な改革に係る措置)

第百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二千十年代（平成二十二年から平成三十一年までの期間をいう。）の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

2 前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。

3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

一 個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。）の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。

- 二 **法人課税**については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース（課税標準とされるべきものの範囲をいう。第五号において同じ。）の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。
- 三 **消費課税**については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。
- 四 **自動車関係諸税**については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率（租税特別措置法及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則に基づく特例による税率をいう。）を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討すること。
- 五 **資産課税**については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベース、税率構造等を見直し、負担の適正化を検討すること。
- 六 **納税者番号制度**の導入の準備を含め、納税者の利便の向上及び課税の適正化を図ること。
- 七 **地方税制**については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。
- 八 **低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化**（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）を推進すること。